

# 桐生市立天沼小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定  
平成28年8月改定  
平成29年4月改定  
平成30年5月改定  
令和元年5月改定  
令和2年4月改定  
令和4年5月改定

## I いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

#### <いじめの定義>

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。また、子供がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団をつくる。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境づくりを行っていくことである。

#### ② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### ③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、行動の善悪をしっかりと理解させるとともに、社会性の向上等、児童の成長支援の観点から指導を行う。被害者やその家族に寄り添った対応を行う。

### 2 いじめ防止等のための組織

いじめの未然防止や発見されたいじめへの対応のために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### (1) 組織の構成員等

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、各学年主任、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー

\*いじめが発見された場合は、必要に応じて当該学級の担任も加える。

#### (2) 活動の概要

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報等の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応
- ・一定期間終了後の検証と見直し

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止のための取組

- ① 教員研修等により、いじめの未然防止についての共通理解を図る。  
いじめの未然防止に有効な対策は、「ストレスの原因となるストレスを減らすこと」「ストレスがあっても行為に及ばないようにハードルを高くする（規範意識を高める）こと」の二通りが中心になる。  
主なストレス：勉強が分からない。テストの点数が悪かった。先生がえこひいきをした。  
先生が自分のことを理解してくれない。先生や親に叱られた。友達にからかわれた。
- ② 「気の合わない人とも、お互いに傷つけ合わない形で、時間と空間を共有できる作法」を身につけるということを指導に導入する。
- ③ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。いじめノックアウト「勇気、思いやり、協力」の喚起
- ④ 高学年において教科担任制を一部導入し、複数の目で多方面から児童を観察し、指導ができるようにする。
- ⑤ いじめに向かわない態度・能力の育成を目指す。
- ⑥ 授業改善に関わる取組 → わかる授業づくり 全員参加の授業づくり
- ⑦ 望ましい児童の人間関係、互いの良さを認め合う集団づくり、社会性育成などを目的とした取組  
→ 全員参加の授業づくり 運動会等の行事の活用
- ⑧ いじめをなくすための児童会の取組  
→ 児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団づくりに努める。  
→ 児童の自主に任せて、困っている人を助ける「子供レンジャー」の活動を年間を通して行う。
- ⑨ 保護者や地域に対する啓発の取組
- ⑩ 縦割り活動の拡大・充実 → 6年生が1年生の給食の準備や片付けを手伝う。  
集会活動や清掃活動を、縦割り班で行う。 など  
(高学年児童の自己有用感を高め、異学年児童の絆づくりを図るため)

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ① 法律によるいじめの定義や正確ないじめ認知の考え方の共通理解
- ② 教育相談体制の充実 → 個別面談や教育相談の実施
- ③ 保護者や地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④ 健康アンケート、いじめアンケート → けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、見逃すことがないようにする。

#### (3) いじめ解消のための取組

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ② いじめの発見・通報を受けた者は、速やかに管理職に報告する。いじめの報告を受けた校長は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、対応を協議する。  
<主な協議内容>
  - ・被害児童又はその保護者への支援
  - ・加害児童への指導又はその保護者への助言
  - ・いじめが起きた集団への働きかけ
  - ・対応策を実施する際の役割分担 等
- ③ 協議した対応策を実施し、その成果を検証し、対応策を見直す。  
「いじめ防止対策委員会」は、いじめが解消されたことを確認するまで繰り返し行う。
- ④ 謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合を解消とする。

#### (4) 重大事態発生時の対応

##### ① 重大事態の意味

重大事態とは、次のようなことを指す。

- i いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
・自殺を企図した ・身体に重大な傷害を負った ・精神性の疾患を発症した など
- ii いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (相当の期間…年間30日を目安とする。)

##### ② 重大事態の報告、調査

- i 重大事態が発生した場合は、桐生市教育委員会を通じて桐生市長に報告する。
- ii 重大事態が発生した場合は、桐生市教育委員会と連携して調査を実施する。
  - ・校長は、市教委と相談し、調査組織を設ける。
  - ・調査組織は、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・校長は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・校長は、調査結果を踏まえ、市教委の指導の下、必要な措置を講じる。

#### 4 関係機関との連携

- ① いじめの未然防止のため、地域団体や他校等と定期的に情報交換を行う。(相生地区「青少年愛」10団体会議等)
- ② いじめの早期解消のため、いじめを発見した場合は、市教委、児童相談所等と連携を図りながら対応する。
- ③ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。

#### 5 保護者との連携

- ① いじめの未然防止のため、いじめに向かわない態度・能力の育成について、保護者に啓発していく。
- ② いじめの早期発見のため、保護者に家庭での見守りを促すとともに、学校において児童に変化が見られた場合などは、家庭と連携していじめの認知に努める。
- ③ いじめの早期解消のため、いじめを発見した場合は、被害児童と加害児童双方の保護者に連絡し、保護者の理解・協力を得ながら、適切に対応する。

#### 6 評価の実施

- ① 本方針に基づく取組の効果等を検証するため、年1回「取組評価アンケート」を実施する。本アンケートは、学校評価と併せて、教職員、保護者、児童を対象に実施する。
- ② アンケートの結果や学校評議員の意見等を基に、「いじめ対策委員会」において、次年度の取組等を検討する。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」の検討結果は、学校評価の結果と共に、学校通信や学校のホームページで公表する。

## II いじめ発生に対する具体的対応 (例)

### いじめの認知、訴え



管理職・生徒指導部へ報告 (今後の対応、指導体制を決める)

生命、身体、財産にかかわる重大な事案の時には、市教委へ一報し指示を仰ぎ、警察と連携



事実の確認①と被害児童の保護

被害児童から事実の聞き取り (先入観を捨て、事実の聞き取りに徹する。)

事実を聞き取ったあとで、どうしてほしいかを聞く。

事実の確認②

加害とされる児童一人ずつから事実の聞き取り (先入観を捨て、事実の聞き取りに徹する。)

留意点：とがめる口調ではなく、「～のことで〇〇さんが悩んでいるので、そのことについて先生に話してください。」とあくまでも事実を聞くことに比重を置く。他の子どものことを言い出したら、「△△さんにもあとで聞くことになっているから、今は自分のことを話してほしい」

事実の確認ができたあとで、そのような行為をしてしまった事情や理由を聞き、受け止めたうえで、問題となることを指摘し、いけないことであることを理解させるようにする。今後絶対にしないように説諭する。



#### いじめ防止対策委員会

聞き取った事実をつきあわせ、全体像を確定する。

聞き取ったことに齟齬がある場合は、再度聞き取りを行う。

(ここの押さえが重要)

指導方針の決定 被害児童へのケア、対応  
加害児童に対する指導  
保護者への連絡と必要により面談  
→市教委へ一報(必要がある場合)

#### 【被害児童と保護者】

##### ○被害児童へのケア

○被害児童に確認しつつ、被害児童保護者にいじめの全体像を伝え、今後の指導方針への理解を願う。

#### 【加害児童と保護者】

##### ○加害児童への指導

事実を確認しつつ、問題となることに気づかせるように指導し、自ら反省し謝罪する心情にさせる。いじめをやめ、今後絶対にないよう約束させる。

##### ○加害児童保護者への説明

いじめという言葉は使わないようにして、「～のことで〇〇さんが悩んでいることから、●●さんが関係していることがわかったので、お話したい。」と切り出す。来校していただくよう伝え、事実確認に基づいた全容を伝える。学校としては、子どもを責めるというのではなく、成長過程で起こる問題を反省解決することで、子どもの今後の成長にプラスになるようにしていきたい旨を伝え、協力してほしいというスタンスで対応する。

#### 子ども同士の事実の確認と謝罪の場

被害児童と加害児童(場合によっては関係児童)を集める。

①生徒指導主任より事実の確認を行う。

②事実確認ができれば、被害児童の現在の気持ちを話させる。

③被害児童の気持ちを受けて、加害児童の現在の気持ちを話させる。

④校長等から学校のいじめに対する考えと今回の事案の解決に向けた考えを話す。

⑤担任等が④を補足し、今後二度とあってはならないことを確認する。また、特に被害児童が報復することが決してないように、学校全体で見守っていくことを伝える。

#### 被害児童及び保護者、加害児童(場合によっては関係児童)及び保護者を同席、謝罪の場

①出席者の紹介

②生徒指導主任より事実の確認を行う。

③事実確認ができれば、被害児童の現在の気持ち及び保護者の気持ちを話させる。

④③を受けて、加害児童の現在の気持ち及び保護者の気持ちを話させる。

⑤校長等から学校のいじめに対する考えと今回の事案の解決に向けた考えを話す。

⑥担任等が⑤を補足し、今後二度とあってはならないことを確認する。今後も、学校全体で見守っていくことを伝える。